The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	二〇一三年NPT準備委員会と核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 431-455
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67967
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

二〇一三年ＮＰＴ準備委員会と核軍縮

黒　澤　　満

はじめに

二〇一五年ＮＰＴ再検討会議に向けての第二回準備委員会が、二〇一三年四月二二日から五月三日までスイス・ジュネーブで開催された。この会合は、二〇一〇年にコンセンサスで採択された最終文書の行動計画[1]の進展状況を検討することが作業の中心であり、今後さらにどのような行動が必要であるのかを議論するものである。

二〇〇九年に誕生した米国のオバマ政権は、同年四月のプラハ演説に象徴されるように、核軍縮を最優先課題として重視し、「核兵器のない世界」を追求することを明言し、ロシアとの関係を改善しつつ、戦略兵器削減交渉を開始し、二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議の直前には、新ＳＴＡＲＴ条約に署名し、また新たな核態勢見直し（ＮＰＲ）報告書を提出した。このような核軍縮に向けての好条件の下で開催された二〇一〇年の再検討会議は、核軍縮に関する二二の行動計画を含む最終文書のコンセンサスによる採択に成功した。しかし、その後の核軍縮の進展は期待はずれのものであり、新ＳＴＡＲＴ条約は順調に履行されているが、その後の米ロの交渉はいまだに開始され

ず、多国間交渉も行われていない。

二〇一〇年の最終文書に含まれた「核軍縮への人道的アプローチ」および「核兵器禁止条約」といったこれまでの軍備管理・軍縮への伝統的なアプローチとは異なるアプローチへの支持が、非核兵器国を中心に広がっており、今回の会議では、特に核軍縮への人道的アプローチに関して多くの議論がなされた。本稿の目的は、今回の準備委員会における核軍縮に関する主要な議論を紹介しつつ、二〇一〇年に合意された行動計画の履行状況を分析し、核軍縮をめぐる今後の進展に向けた重要な課題を検討することである。

一　核軍縮全般

1　核軍縮の進展状況に関する各国の認識

米国は、核軍縮に向けて努力し、核兵器のない世界のための諸条件を創設するのを支援する特別の責任を認識しており、オバマ大統領はこの目標を明確に支持することを明らかにしていると述べ、その実例として、① 国家安全保障戦略における核兵器の役割および数を低減し、② 新たな核弾頭の開発または核兵器のための新たな軍事任務を追求しないことにコミットし、③ 配備核弾頭を一九五〇年代のレベルに削減するロシアとの新ＳＴＡＲＴ条約を履行し、④ オバマ大統領は一層の削減を追求することにコミットしていることを挙げている。(2)

ロシアは、第六条の履行としてこれまでの多くの核軍縮の成果を挙げてきたし、新ＳＴＡＲＴの履行が、今では核兵器の削減と制限の領域での基本的な優先課題となっているとし、ロシアはＮＰＴ第六条の下での義務の完全な履行の特別な責任を認識しており、核兵器のない安定した安全な世界の構築という歴史的な任務の解決にあらゆる可能な努力を続けると述べている。(3)

英国は、安全保障の究極的保証として最小限の信頼しうる核抑止力を維持し、核兵器国として特別の責任を認識しており、一層の核軍縮を進める条件の構築に顕著な貢献をしてきたし、英国の軍縮の記録はすばらしいものであり、また核兵器の役割低減も実施しており、透明性についても高いレベルを示していると述べている。(4)

フランスは、核兵器国としてその特別な責任を背負い続けており、一方的な核軍縮の実績をもっており、フランスは三つの非核兵器地帯条約の議定書の当事国であり、バンコク条約の議定書ができるだけ早期に署名されることを期待しており、セミパラチンスク条約の議定書の批准が可能になるような受諾可能な法的解決を見出すため、地帯構成国と協議を再開するつもりであると述べている。(5)

中国は核兵器の完全禁止と全面廃棄を支持しており、核兵器のない世界の設立を積極的に促進しており、具体的には、① 自衛の核戦略に厳格にコミットし、② いかなる時にもいかなる状況でも核兵器の第一不使用の政策を支持し、③ 非核兵器国または非核兵器地帯に対して無条件で核兵器を使用せず使用の威嚇を行わないという明確なコミットメントをしており、④ 非核兵器地帯を設置する関係国または地域の努力を尊重し支持すると述べている。(6)

しかし新アジェンダ連合（ＮＡＣ）は、ＮＰＴに含まれる核軍縮の約束が実現されていないのは明らかであり、核兵器の継続する保持および無期限の所有は正当化され得ないし、核軍縮に関する約束の進歩はないままであり、核軍縮に関する二〇一〇年行動計画は優先課題として完全に履行されるべきであると主張している。(7)

非同盟諸国（ＮＡＭ）は、核軍縮に向けての進展が遅いこと、核兵器の全廃を達成するための核兵器国の進歩がないことに深い懸念を再表明し、核兵器の戦略ドクトリンが核兵器の使用または使用の威嚇に基礎をおいていることを残念に思い、核兵器禁止条約を含む、核兵器の完全な廃絶のための段階的計画に関する交渉を開始する必要を強調している。(8)

会議の全体の議論をまとめた議長サマリー[9]においては、「二〇一〇年再検討会議で採択された結論および後継活動の勧告に含まれた約束の履行においていくらかの進展を認める一方で、締約国はより一層の努力が必要とされていることを承認した」（パラ五）と述べられている。この議長サマリーは議長の責任で作成されるものであり、参加国の同意を得ているものではなく、他の作業文書と同列に位置するものであるが、内容のサマリーとしては一定の評価が与えられている。

また核軍縮の進展と関連する重要な課題としては、逆方向の動きとしての核兵器近代化の問題が存在する。NAMは、核兵器の継続する垂直的および水平的拡散が条約の一体性と信頼性を害しており、防止されるべきであると述べ、代替的な核兵器の実験的爆発、核兵器システムの改善のための新たな技術の使用、新たなタイプの核兵器の開発に重大な懸念をもっており、核兵器国に対しすぐに停止するよう強く要請している。[10]NACも、核兵器の継続する近代化および最新の新たなタイプの核兵器の開発は、核兵器国が引き受けた約束に違反するものであると非難している。[11]

軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）[12]も、すべての核兵器国に対し、新たな核兵器の開発を行わない政治的約束をするよう要請している。[13]議長サマリーでは、「多くの締約国が、核兵器、その運搬システム、関連インフラの継続する近代化に懸念を表明した」（パラ二二）と述べられている。

このように、核軍縮の進展状況の認識に関しては、核兵器国と非核兵器国の間で大きな見解の相違が存在する。核兵器国はすべて、核兵器国として核軍縮に関する特別の責任を自覚していると述べ、核軍縮に関して十分な措置をとっており、核軍縮には十分な進展が認められると一般に考えている。また米ロの核削減のみならず、非核兵器地帯に関して核兵器国は十分な働きを行っており、また核兵器国は個別に一方的措置として核軍縮を実施しており、

核兵器の役割を低減する措置を取っていると主張している。他方、非核兵器国は、核軍縮に対する核兵器国の態度はきわめて消極的であり、全般的には核軍縮はほとんど進展していないと考えている。さらに、「核兵器の近代化」について、非核兵器国は核兵器国が核兵器の近代化を継続していると認識しており、核軍縮とは逆の方向への一般的な傾向に対して大きな危惧を抱いている。

2　核軍縮への人道的アプローチ

二〇一〇年最終文書は、「会議は、核兵器の使用による壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認する」と規定し、核兵器の使用に関する国際人道法の側面を取り入れることを確認した。二〇一二年の準備委員会では、この問題に関して一六カ国の共同声明が発出され、同年の国連総会では三四カ国の共同声明が発出された。今年の三月にはノルウェーがこの問題に関して国際会議を開催し、この問題の科学的な側面が主として議論されたが、五核兵器国はこのオスロ会議には出席しなかった。ノルウェーはこの会議について以下のように述べている。(14)

我々は、核兵器の人道的影響が、核軍縮および核不拡散努力のあらゆる議論における中核でなければならないますます基本的で地球的な関心事と認められるようになっていると考えている。この三月にノルウェー政府は核兵器の人道的影響に関する国際会議を主催した。会議の目的は、核兵器の爆発から生じるであろう人道的および開発への影響についての事実を基礎とする議論を国際社会が行う場所を提供することであった。会議は以下の三つの基本的側面に関して、国際的専門家、関連する国家および国際関係者によるプレゼンテーションを含んでいた。① 核爆発の即時の人道的影響、② より広範で長期の開発、健康、環境への影響、③ この種の災害に対す

る対応の計画および現存の能力を含めた準備状況。一二八カ国と国際機関、市民社会が参加したオスロ会議への広範で積極的な参加は、核爆発の壊滅的影響はすべての人の関心事であり関係する問題であることの承認を反映している。会議の主要な結論は、核兵器の爆発により生じる即時の人道的緊急事態には、いかなる国家も国際機関も有効に対応することはできないということであり、いかなる現存の国家的または国際的緊急システムも被害者に対して十分な援助を提供できないだろうということである。

他方、五核兵器国（P5）は、核兵器使用の重大な影響についての共通の理解をもっていることを強調しつつ、P5はそのような事態を回避することを最優先課題とし続けると述べている。[15] 米国は、核兵器使用の重大で深刻な影響に関する懸念については、米国も共有しているとし、六八年にわたる核兵器不使用の記録を永久に続けることに大きな関心があることを強調している。[16]

準備委員会においては、南アフリカが中心となり、合計八〇カ国が賛同する以下のような共同声明[17]が出された。

我々は核兵器の壊滅的な人道的影響を深く懸念し、二〇一〇年NPT再検討会議が、いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道的影響を与えることに深い懸念を表明し、核兵器の人道的影響に関する二〇一三年三月のオスロ会議が、核兵器の爆発の影響について事実を基礎とする議論に取り組む場を提供し、そこでのカギとなるメッセージは、いかなる国家も国際機関も核兵器の爆発による即時の人道的緊急状態に対応できず、被害者に十分な支援を提供できないというものである。核兵器がいかなる状況においても決して使用されないことが、人類の生存そのものにとって利益である。核兵器が二度と決して使用されないことを保証する唯一の方法は、それらの全面的な廃絶を通じてである。核兵器の人道的影響に対応することは絶対に必要なことである。

NATO加盟国のうち、ノルウェー、デンマーク、アイスランドの三カ国のみが共同声明に参加したが、その他

のＮＡＴＯ諸国および日本、オーストラリアは参加していない。日本は参加の可能性を追求したが、「核兵器がいかなる状況においても決して使用されないこと」の部分が、現在の北東アジアにおける安全保障環境からして、米国による核抑止の有効性との関連で受け入れられないという外務大臣の決裁により、参加しないことが決定された。

議長サマリーでは以下のように述べられている。

多くの締約国は、爆発から生じるであろう受け入れがたい害に言及し、社会経済的開発への広範で長期の影響についてさらに懸念を表明し、人道的影響が現在の再検討サイクルの間に引き続き対応されるという期待を表明した。多くの国は、二〇一三年三月四、五日にオスロで開催された核兵器の人道的影響に関する会議に言及した（パラ一二）。　多くの締約国は、核兵器のいかなる使用または使用の威嚇も国際人道法の基本的規則と両立しないという懸念を表明した。いくつかの核兵器国は、彼らのそれぞれの国家政策の下では核兵器のいかなる使用も、適用可能な国際人道法に一致した極限的な状況でのみ考えられることを示した（パラ一三）。

このように、二〇一〇年のＮＰＴ再検討会議以来、核軍縮への人道的側面からの議論は、ますます勢いを得てきているように思われる。これは、これまでの「核軍縮への国家安全保障あるいは国際安全保障からのアプローチ」とは異なり、「核軍縮への人間の安全保障からのアプローチ」と呼ばれている。核兵器国は一般的にこのアプローチには反対であり、その意思表明として、オスロ会議への参加を五核兵器国すべてが欠席するという態度で示した。核兵器国によれば、このアプローチは包括的アプローチであって、五核兵器国が強調するステップ・バイ・ステップ・アプローチを損なうものであると主張されている。Ｐ５の声明に示されているように、核兵器の使用の壊滅的影響には一定の理解を示しつつも、核抑止力における核兵器の存在意義を継続するには、この包括的アプローチは受諾できないというものである。

3　核兵器禁止条約

二〇一〇年NPT再検討会議の最終文書は、国連事務総長の提案に注目するという形で、この問題に言及し、その後も核兵器禁止条約の議論は広く継続されている。

NAMは、核軍縮の交渉を締結に導く義務があると述べた国際司法裁判所の全会一致の結論の重要性を再確認し、核兵器禁止条約を含む、核兵器の完全な廃絶のための段階的なプログラムに関する交渉を開始させる必要性を強調した。[18] NACは、すべての締約国は、核兵器のない世界の達成と維持のための相互に補強する文書の包括的な法的拘束力ある枠組みの構築に取り掛かるべきであり、そのような枠組みは、明確に定義されたベンチマーク、タイムラインを含むべきであり、強力な検証システムに支えられるべきであると主張した。[19]

これに対して米国は、軍縮へのステップ・バイ・ステップ・アプローチが安定性を増加し、核の危険を減少し、NPTの下における義務を履行する最も有効な手段であると述べ、[20] ロシアは、核軍縮は全面完全軍縮を究極の目標とするステップ・バイ・ステップのプロセスでなければならないし、核軍縮をあるタイムフレームにより制限することは逆効果であると主張している。[21] フランスは、核軍縮へのアプローチは、具体的措置に導かれた漸進的で集団的な作業の結果でなければならないと主張し、最近のあるイニシアティブが試みようとしているように、平行的なプロセスを作ることにより、現存のフォーラムを棄損し、二〇一〇年行動計画のステップ・バイ・ステップ・アプローチを疑問視することは核軍縮を進めるものにはならないと反論している。[22]

議長サマリーでは、「多くの締約国は、核兵器禁止条約を含み、一定の時間的枠組みの中で核兵器の完全な廃棄のための段階的計画の交渉の必要性を強調した。いくらかの締約国は、核兵器のない世界の達成と維持のために、強力な検証システムに支えられ、明確に定義されたベンチマークとタイムラインを含む、相互に強化する文書の包

括的枠組みの作成を要請した」（パラ一五）と述べられている。

このように、核兵器禁止条約に関する議論も、二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議以来そのプロセスで広く議論されるようになった。非同盟諸国は核兵器禁止条約の交渉を開始し、単一の条約により二〇二五年までに核兵器の廃棄を実現することを要求している。他方、ＮＡＣの提案では、核兵器のない世界の達成と維持のための相互に補強する文書の包括的な法的拘束力ある枠組みが必要であるとされ、枠組みは明確に定義されたベンチマークおよびタイムラインを含むべきであり、強力な検証システムに支えられるべきであるとしている。国連事務総長が提案しているのは、核兵器禁止条約と、「別個の相互に補強しあう諸文書の枠組み」であり、後者は必ずしも法的拘束力のある文書とは考えられていない。

核兵器禁止条約に関連してさまざまな提案があるが、核兵器国はこのような包括的アプローチには基本的に反対であり、今後も意見の対立が続くであろう。核兵器禁止条約の早期の合意は困難であると考えられるが、そのための議論を積極的に進めることは不可欠である。それは一方で核兵器廃絶という最終目標を常に強調することが必要であるし、他方でそこでの議論を基礎にして、どのような条件や行動が必要であるかが判明していくからである。

4　核軍縮に向けての各国の態度

核軍縮に向けての各国の積極性を測る尺度の一つが「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」をどれだけ強調するかという問題であり、もう一つは、核軍縮を個別に進展させるべきか、全面完全軍縮の中でのみ可能であると考えるかという問題である。

五核兵器国（Ｐ５）は、ＮＰＴ第六条に規定されているように、核軍縮および全面完全軍縮という共有された目

標へのコミットメントを再確認し、P5は核軍縮に向けての実際的なステップ・バイ・ステップ・プロセスの歴史的な貢献を再確認し、この証明されたルートの継続する妥当性を強調した。[23]

議長サマリーでは、「いくつかの締約国は、軍縮プロセスにおける国家による努力の究極の目的は、効果的な国際管理の下における全面完全軍縮であることを強調した。核軍縮の目標は、全面完全軍縮の文脈の中で達成されるべきであるという見解が表明された」（パラ八）と述べている。

このように、五核兵器国はあらゆる機会をとらえて「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」の重要性を強調しているが、その主要な理由は、最近特に勢いを得てきている「核軍縮への人道的アプローチ」に対抗するためであると考えられる。人道的アプローチは、核兵器の使用は壊滅的影響を与えるものであるので、すぐにでも核兵器の違法化を追求すべきであるという考えを基礎にしているからである。また同様に最近議論されている「核兵器禁止条約の交渉開始」という主張にも対抗することが意図されている。

核軍縮を全面完全軍縮と結合させ、核軍縮は全面完全軍縮の枠内でのみ可能であると主張することは、核軍縮を単独で推進させることに反対することを意味しており、伝統的にはフランスのみがこの種の発言を繰り返していた。今回の準備委員会ではロシアも同様の主張を明確に表明しており、それは通常兵器やミサイル防衛の問題も同時に検討すべきであるという主張にも現れており、核軍縮を積極的に推進する意図をもたないことの意思表明となっている。

二　核兵器の削減

米国は、短期的な実際的措置として、核兵器を一層削減し、新ＳＴＡＲＴ条約を履行しており、戦略、非戦略、

配備、非配備を含むすべてのカテゴリーの核兵器についてさらに削減すること、およびロシアとの議論を追求していることを明らかにしているし、ＮＡＴＯは、ロシアと米国の間の不均衡を考慮して、ロシアによる相互的ステップの文脈で非戦略核兵器の必要を低減させる用意があると述べている。[24]

ロシアは、核軍縮は、戦略的安定性、平等で減損しない安全保障の原則にしたがって、また次の国際条件すなわち、① 核軍縮プロセスへの核能力保有のすべての国の参加、② 宇宙への兵器の配置の防止、③ 国家に回復可能な核兵器能力の不存在の保証の提供、④ 戦略ミサイル防衛システムの一方的配備の拒否、⑤ 通常兵器における量的および質的不均衡の削除、⑥ ＣＴＢＴの発効、⑦ 重要な軍縮・不拡散制度の信頼できる生存可能性に従って行われるべきであると述べている。[25]

中国は、最大の核兵器を保有する国が核軍縮について特別かつ第一義的な責任を有しており、その核兵器を検証可能で不可逆的にかつ法的拘束力ある形で大幅に削減するのをリードすべきであり、世界的なミサイル防衛システムは開発も配備もされるべきではないと述べ、国際社会は、核兵器の完全禁止に関する条約の締結を含む、段階的行動からなる有益な長期的計画を作成すべきであると主張している。[26]

ＮＰＤＩは、全面的廃絶を目指した実際的でステップ・バイ・ステップ・アプローチで、すべての核兵器国によるすべての核兵器の組織的で継続的な削減を追求しており、すべての核兵器国に対し、核兵器を削減し究極的に廃棄することを要請し、特に将来の核軍縮プロセスに非戦略核兵器を含めることを要請している。[27]

ＮＡＣは、二〇一五年に向けて取るべき措置として、核兵器国は第六条を履行すべきであり、具体的措置に取り組むべきであり、新ＳＴＡＲＴ条約の後継措置がすべての核兵器の大幅削減を達成すべきであると述べ、核兵器のない世界の達成と維持のための相互に補強する文書の包括的な枠組みに向けて努力すべきであり、核兵器の全面的

廃絶のためのそのような法的拘束力ある枠組みは明確に定義されたベンチマーク、タイムラインを含むべきであり、強力な検証システムに支えられるべきであると主張している。[28]

NAMは、二〇一〇年再検討会議での核軍縮に関する行動計画の迅速で完全な履行を強く要請し、特に行動五の下における約束の履行とそれらの約束に関する包括的で実質的な報告を提出することを強調しており、CDにおける核兵器禁止条約の交渉が開始されるべきであり、行動六における核軍縮を取り扱う補助機関の設置に即時に合意すべきであること、また米ロは行動四に従いその核兵器を一層削減すべきであり、戦略ミサイル防衛は軍備競争を引き起こすものであるので、宇宙における軍備競争の防止の実質的作業を開始すべきであると主張している。[29]

非戦略核兵器の削減に関して、米国は、戦略、非戦略、配備、非配備を含むすべてのカテゴリーの核兵器についてさらに削減すること、およびロシアとの議論を追求しており、NATOは、ロシアと米国の間の不均衡を考慮して、ロシアによる相互的ステップの文脈で非戦略核兵器の必要を低減させる用意があると述べている。[30] 他方ロシアは、他国に核兵器を配備している核兵器国は、その配備された戦術核兵器を自国に移送するよう要請している。[31]

NPDIは、① 将来の核軍縮プロセスに非戦略核兵器を含むことを要請し、② 核兵器国およびその他の核保有国に対し、その宣言政策における非戦略核兵器の配備態勢を迅速に見直すことを要請し、③ 核兵器国に対し、行動二一で合意される標準報告様式を用いて情報を提供するよう要請し、④ 非戦略核兵器の廃棄の第一歩として、一九九一年／一九九二年の大統領核イニシアティブの現在の履行状態に関する透明性およびその履行の検証の可能性を要請し、⑤ NATOのシカゴ・サミットで提案された非戦略核兵器に関する対話の進展を歓迎している。[32]

議長サマリーは以下のように規定する。

締約国は、最大の核兵器を有する国が核兵器の削減に関する努力をリードすることを奨励した。多くの締約国

は、条約の現在の再検討サイクルの間に大幅な削減が行われるべきという期待を表明した。いくつかの締約国は、非戦略核兵器に関する相互理解を促進するための議論および提案に注目した（パラ九）。多くの締約国は新ＳＴＡＲＴ条約を履行するためにとられた措置を歓迎した。ロシアと米国は、非戦略核兵器を含み、核兵器の一層の削減を達成するための交渉を継続することを奨励された（パラ一七）。多くの締約国は、二〇一五年再検討会議において核軍縮に関する補助機関の設置を要請した（パラ二六）。

このように、核兵器の削減に関しては、米ロの新ＳＴＡＲＴ条約の発効と履行があり、特に行動四における一定の削減は実施されているが、その後の交渉については米国は積極的であるが、ロシアはきわめて消極的である。ロシアは、米ロ間のパリティの維持、ミサイル防衛の停止、通常兵器におけるパリティなどさまざまな前提条件を提示して、次の交渉の迅速な開始を妨げる姿勢を示している。また中国も、最大数の核兵器を保有する国が先に削減すべきであると主張し、ミサイル防衛の停止、宇宙の兵器化の防止などさまざまな前提条件を提示しつつ、交渉に参加する意思のないことを明らかにしている。したがって新ＳＴＡＲＴ条約に引き続き行われるべき核兵器削減の交渉は、短期的にはきわめて厳しいものと考えられる。

米国およびＮＡＴＯ諸国は次の核軍縮交渉には非戦略核兵器が含まれるべきことを強く主張しており、ＮＰＤＩもその線に沿って非戦略核兵器の削減を要請している。戦略核兵器の一層の削減と平行して、非戦略核兵器を核軍縮交渉に含めることは合理的なことに思えるが、短期的には困難な様相を示している。それは新ＳＴＡＲＴ条約署名時から比べて、米ロ関係が大幅に悪化していることに基本的な原因があるが、ロシアからするとロシアの安全保障が必ずしも十分考慮されていないと危惧している側面がある。その最大の要因は米国の欧州ミサイル防衛の推進であり、米国はイランを対象としたものでロシアを対象としたものではないと説明しているが、ロシアはその旨を

法的に保証することを要求してきた。その後、欧州ミサイル防衛の最終段階は取り除かれたことから、両国の信頼関係および協力の回復が期待されている。もうひとつの課題は、通常兵器におけるロシアとＮＡＴＯとの不均衡の問題があり、ロシアは通常兵器における劣勢を非戦略核兵器によって補完する必要があると考えている。このように、非戦略核兵器削減の問題は、非戦略核兵器のみの問題ではなく、それを取り巻くさまざまな安全保障問題がからんでおり、いずれにしても、米ロあるいはＮＡＴＯ・ロシア間の信頼関係の再構築が必要であろう。

三　核兵器の役割の低減

米国は、核軍縮に向けて努力し、核兵器のない世界のための諸条件を創設するのを支援する特別の責任を認識し、オバマ大統領はこの目標を明確に支持することを明らかにしており、その実例として、① 国家安全保障戦略における核兵器の役割および数を低減しており、② 新たな核弾頭の開発または核兵器のための新たな軍事任務を追求しないことにコミットしていると述べている。(33)

中国は、核軍縮に関する国際法文書の締結の前に、すべての核兵器国は、核戦争の危険を減少させ、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減し、国家間の相互信頼を増大するため以下の措置をとるべきであると主張し、① 核兵器の第一使用に基づく核抑止政策を放棄すること、② いかなる国に対しても核兵器の照準とせず、いかなる国も核攻撃の照準として列挙しないというコミットメントを尊重すること、③ いかなる時にもいかなる状況においても核兵器の第一使用を行わず、非核兵器国または非核兵器地帯に対して無条件に核兵器の使用または使用の威嚇を行わないこと、および適切な国際法文書を締結すること、④ 非核兵器地帯の設置に関して関連国家および地域を支持すること、⑤ 核の傘および核シェアリングの慣行を放棄すること、⑥ 事故または無許可の核兵器の発

射を回避するために必要なあらゆる措置をとることを列挙している。[34]

ＮＰＤＩは、二〇一五年ＮＰＴ再検討会議は以下のことに合意すべきであると主張している。① 核兵器の使用の壊滅的な影響からして、六五年以上にわたる核兵器不使用の記録を永久に延長することが重要であり、核兵器のない世界という最終目標をもちつつ、核軍縮へ向けての核兵器国による措置が必要である。② この方向を確定し核兵器が決して使用されないようにするために、核兵器のありうるかも知れない使用が今以上に遠くなるような具体的措置がとられなければならない。③ 量的削減は、安全保障戦略および軍事ドクトリンにおける核兵器の役割および重要性を低減するための措置を伴わなければならない。④ すべての核兵器国は、ＮＰＴの当事国であり核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用せずまたは使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証）を繰り返し言うべきである。⑤ すべての核兵器国は、新たな核弾頭の開発を行わないという政治的約束を行うべきである。⑥ 核兵器国はＮＰＤＩが二〇一二年の第一回準備委員会で提案した報告様式案を参考にするよう奨励される。⑦ 核兵器の役割を低減するため、ＮＰＴ締約国は軍縮・不拡散教育を積極的に促進することを要請される。[35]

ＮＡＣは、二〇一〇年以降の進展として、新ＳＴＡＲＴなど若干の進展が見られたが、核兵器の近代化が継続されており、核兵器の役割の低減も実現されておらず、核抑止政策が中心で、運用準備態勢も低下されていないと述べ、二〇一五年に向けて取るべき措置として、核兵器国を含む軍事同盟に参加するすべての国は、集団安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減に関して報告すべきであると主張している。[36]

ＮＡＭは、国連憲章および国際司法裁判所の一九九六年の勧告的意見からして、核兵器国に対して、彼らの軍事的および安全保障のドクトリンから核兵器の使用または使用の威嚇を完全に排除することを強く要請し、また効果

的で無条件で無差別で取り消せない消極的安全保証に関する法的拘束力ある文書の締結の努力を優先課題として追求し遅滞なく実現すべきであると主張している。[37]

議長サマリーは、「多くの締約国は、国家および地域の軍事理論における核兵器の継続する役割について懸念を表明し、核兵器の量的な削減は、すべての概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割を低減させる措置を伴うべきことに注目した。いくつかの国は、核兵器国の領域外に配備され続けている核兵器の削減と廃棄を要請した。いくつかの国家は、その戦略ドクトリンにおいて核兵器の役割を削減したことを確認した」（パラ二三）と述べている。

このように、米国のオバマ大統領がプラハ演説で強調した「核兵器の役割の低減」という課題は、核軍縮の議論の中で広く受容され、核兵器を削減し廃棄する方向に進むための基本的な要請として一般に受け入れられている。これは主として核兵器国の核ドクトリンに関わるものであり、核兵器の第一不使用、核抑止の唯一の目的、さらに消極的安全保証に対する各国の態度あるいは宣言政策に関わってくる。また核兵器の警戒態勢のレベルの問題としても関連してくるものであり、核兵器の使用の可能性の問題ともなっている。

核兵器国、特に米国は核兵器の役割の低減を実行していることを強調しているが、非核兵器国はそれらはまだまだ不十分であり、逆に国家安全保障戦略において核兵器の役割が増加している側面も指摘しており、核兵器の役割低減に関するこれまでの進展は十分ではなく、今後一層の措置がさまざま実施されていく必要が存在すると反論している。

またこの問題は核兵器国のみに関連するものではなく、核兵器国と同盟している非核兵器国、すなわち核の傘の下にあるＮＡＴＯ諸国や日本に深く関わる問題であり、拡大核抑止を受ける国として、どのようにして核兵器の役

割を低減するべきであるのか、低減することが可能であるのかを検討することが必要である。

四　核兵器の運用状況の低下

中国は、核軍縮に関する国際法文書の締結の前に、すべての核兵器国は、核戦争の危険を減少させ、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減し、国家間の相互信頼を増大するため、事故または無許可の核兵器の発射を回避するために必要なあらゆる措置をとるべきであると述べている。[38] ＮＡＣは、核兵器の役割の低減も実現されておらず、核抑止政策が中心で、運用準備態勢も低下されていないので、二〇一五年に向けて取るべき措置としては、核兵器システムの運用準備態勢を低下させる具体的措置がとられるべきであると主張している。[39] ＮＡＭが提出した核兵器禁止条約の要素では、第一段階（二〇一〇年―二〇一五年）で交渉され早期締結されるべきものとして、運用状況の低下が規定されている。[40]

ナイジェリア（ディアラーティング・グループ）は以下のように述べている。

我々は核兵器の高い警戒態勢の維持に深い懸念をもっており、それは人類の生存そのものへの脅威となっている。冷戦期の国際安全保障環境を支配していた緊張は大幅に低下したのに、最大の核兵器を保有する諸国の警戒態勢の対応した低下が引き続き起こらなかったことは、時代錯誤的であり失望させるものである。我々の強い見解は、運用準備状況の低下の進歩は国際安全保障および人間の安全保障に有益な効果を持つということであり、核兵器システムの運用準備態勢の低下はＮＰＴ第六条の下での義務に合致する明らかな約束を示すものである。

それはまた、信頼醸成措置であり、核兵器の役割を低減する方向への実質的動きであり、核兵器のない世界への中間的なステップである。非戦略核兵器の運用準備態勢のレベルは大幅に低下し、戦略爆撃機は警戒解除する

という決定が取られている。このように警戒態勢の解除または低下は可能であり、技術的および政治的障害は克服されうることが示されている。しかし現在の警戒レベルから生じている危険に対処するためにはもっと多くのことがなされうるし、なされる必要がある。二〇一四年は、警戒態勢の解除・低下に関して核兵器国がＮＰＴの枠組みで行った約束を履行する重要なマイルストンになるであろう。(41)

議長サマリーは、「多くの締約国は、多くの核兵器が高い警戒レベルで維持されていることを深く懸念していることを強調した。多くの締約国は、核兵器の運用状況の低下の要請を継続し、核兵器システムの運用状況を一層低下する具体的に合意される措置は人間の安全保障および国際安全保障を増大し、暫定的な核軍縮措置となることを強調した」（パラ二二）と述べている。

このように、警戒態勢の低下または解除の問題は、核兵器の事故や誤算による使用を防止し、また核兵器の役割を低減するのにきわめて重要な措置である。オバマ政権は、当初はロシアと交渉することにより警戒態勢の低下・解除を積極的に推進することを公言していたが、二〇一〇年のＮＰＲでは、その約束は守られず、現状の高い警戒態勢を変更しないという政策が発表された。特に軍部からの強い要請があったと推測されるが、その理由は、警戒態勢を低下・解除すると高い警戒態勢に再び戻る誘因を生み出し、戦略的安定性を損なうというものである。この重要な措置を実現するには、一方的措置では困難であり、ロシアとの協力が必要であり、信頼関係の一層の構築が必要であり、また警戒態勢低下・解除を検証する手段の構築も必要であろう。

五　消極的安全保証

米国は、二〇一〇年ＮＰＲが二一世紀の安全保障環境を反映するため、米国はＮＰＴ締約国であり核不拡散の義

務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わないと述べており、ＮＡＴＯの二〇一二年五月の抑止・防衛態勢見直しにおいて、ＮＡＴＯ同盟国は、米国、英国、フランスにより提供された消極的安全保証の重要性を認識しており、同盟国はさらにこれらの声明が核拡散を諫止するのを探求するのにもちうる価値を承認したと述べている。[42] 中国は、政策として、非核兵器国または非核兵器地帯に対して無条件で核兵器を使用せず使用の威嚇を行わないという明確なコミットメントをしており、[43] 中国の核軍縮に関する主張は、いかなる時にもいかなる状況においても核兵器の第一使用を行わず、非核兵器国または非核兵器地帯に対して無条件に核兵器の使用または使用の威嚇を行わないこと、および適切な国際法文書を締結することを提言していると述べている。[44]

ＮＰＤＩは、二〇一五年ＮＰＴ再検討会議で、すべての核兵器国は、ＮＰＴの当事国であり核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用せずまたは使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証）に合意すべきであると主張し、[45] 二〇一五年再検討会議が以下の措置をとることを要請している。① 核兵器の全面廃絶が核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証であるが、中間的な措置が検討されるべきである。② すべての核兵器国に対し、安全保証に関する現存の約束を完全に尊重するよう要請する。③ 条約当事国である非核兵器国に対する安全保証をまだ拡大していない核兵器国は、そうするよう奨励される。④ 核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国を保証する効果的な国際取り決めの議論を継続する。[46]

ＮＡＭは以下のように主張している。すべての非核兵器国にとって、核兵器の使用または使用の威嚇に対する効果的で普遍的で無条件で無差別で取り消せない法的拘束力ある安全保証を受けることは、条約の当事国となることによる正当な権利である。国連憲章および国際司法裁判所の一九九六年の勧告的意見からして、ＮＡＭは核兵器国に対して、彼らの軍事的および安全保障のドクトリンから核兵器の使用または使用の威嚇を完全に排除することを

強く要請する。効果的で無条件で無差別で取り消せない消極的安全保証に関する法的拘束力ある文書の締結の努力を優先課題として追求し遅滞なく実現すべきである。二〇一〇年には、明確で法的拘束力ある安全保証を受けることは非核兵器国の正当な利益であると規定されたが、二〇一五年再検討会議はこの正当な権利を優先課題として十分対応すべきである。(47)

議長サマリーによれば、「多くの締約国は、核兵器国による核兵器の使用または使用の威嚇に対して締約国である非核兵器国を保証する、普遍的で無条件で法的拘束力ある文書を締結する必要性を強調した。多くの国は、この問題に関する補助機関を二〇一五年再検討会議で設置することを要請した」（パラ二九）。

このように消極的安全保証に関しては、米国と英国の政策の変更により、一定の進歩が最近見られたこともあり、積極的な評価が下されているが、非同盟諸国はさらに法的拘束力ある消極的安全保証を求めている。そのためにはまず、強力な消極的安全保証を宣言していないロシアおよびフランスがその方向に進むことが必要である。五核兵器国の政治的宣言が強化された消極的安全保証で一致して始めて、法的拘束力ある消極的安全保証の交渉が可能になる。

六　非核兵器地帯

米国は、非核兵器地帯条約が世界的不拡散レジームへの価値ある地域的強化を提供すると考えると述べており、(48)ロシアは、非核兵器地帯は一般に地域的および国際的安全保障を促進するとともに、核不拡散レジームを強化すると述べている。(49)中国は核兵器の完全禁止と全面廃棄を支持しており、核兵器のない世界の設立を積極的に促進しており、非核兵器地帯を設置する関係国または地域の努力を尊重し支持すると述べている。(50)

Ｐ５全体としては、「Ｐ５は非核兵器地帯の法的拘束力ある関連議定書の発効をもたらす努力を再検討した。それらの非核兵器地帯の設置は核兵器国と非核兵器国との間の信頼構築に有益であり、地域的および国際的安全保障を促進し、ＮＰＴおよび国際核不拡散レジームを強化することを再確認した。東南アジア非核兵器地帯条約の議定書をできるだけ早く署名する用意があることを再確認した。中央アジア非核兵器地帯条約の締約国と協議を行うことの重要性を強調した。モンゴルの非核地位に関してＰ５とモンゴルの間で採択された平行する宣言に注目した」と述べている。(51)

ＮＰＤＩは、二〇一五年再検討会議が以下の措置をとることを要請している。① すべての核兵器国に対し、非核兵器地帯の議定書を発効させるための必要な措置をとることにより非核兵器地帯の価値を承認することを要請する。② すべての核兵器国に対し、条約の趣旨および目的に反した、非核兵器地帯条約およびその議定書になされた留保または一方的宣言を撤回するよう要請する。(52) ＮＡＭは、非核兵器地帯の設置は核兵器全廃への重要な貢献であり、核兵器国に対し非核兵器地帯条約および議定書の目的を達成する義務を履行するよう要請し、条約の趣旨および目的に一致しない留保または一方的解釈宣言を撤回するよう強く要請している。(53)

議長サマリーは以下のように述べている。締約国は、国際的に承認された非核兵器地帯への支持を再確認した（パラ六六）。締約国は、アフリカ原子力委員会の活動開始に向けての進歩、およびその議定書に関する東南アジア非核兵器地帯条約当事国と核兵器国との継続する努力を含め、現存の非核兵器地帯の強化に向けての進展を歓迎する。締約国は、核兵器国がその条約の議定書をできるだけ早期に署名し批准することを期待する。締約国は、中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に関して、核兵器国とその条約の締約国との間の継続する協議を期待する。多くの締約国は、非核兵器地帯条約の議定書に関する留保および解釈宣言がまだ撤回されていないことに危惧を表明

した（パラ六七）。

このように、非核兵器地帯に関しては、核兵器国および非核兵器国を通じて、それは核不拡散レジームを強化するものであり、国際的および地域的安全保障を強化するものであると一般に高く評価されている。また非核兵器地帯では、地帯構成国に対して核兵器国から法的拘束力ある消極的安全保証が与えられることから、地帯構成国にとっても有益な措置であると考えられている

非核兵器地帯に関わる課題の第一は、議定書への米国の批准につき行政府は積極的であるが、米国上院は必ずしも積極的ではなく、二大政党がさまざまな政策で鋭く対立しているため、早期の批准は期待できないことである。第二の課題は、核兵器国による議定書への署名が進んでいない問題であり、東南アジア非核兵器地帯については、両者間の協議によりほぼ合意に達していると考えられるが、中央アジアについては、ロシアと地帯構成国の集団的安全保障条約に関して、米国、英国、フランスが強硬な反対姿勢を示しており、これまで十分な協議も行われていないことである。第三の課題は、議定書の署名または批准の際に核兵器国が行った留保または一方的な解釈宣言の問題であり、それらの中には、議定書で与えられるべき消極的安全保証が実体のないものになるような宣言が存在することである。

むすび

二〇一三年のＮＰＴ準備委員会における核軍縮に関する議論では、一定の進歩が見られるものの全体としては核軍縮の進展は停滞状況にあると考えられており、核兵器国による一層の努力が必要とされている。米国自体も以前のような勢いは失っており、他の核兵器国はきわめて消極的になっている。他方、非核兵器国は核軍縮への人道的

アプローチや核兵器禁止条約に基づくアプローチを主張している。二〇一五年の再検討会議に向けてすべての条約締約国の努力、特に核兵器国の一層の努力が必要とされている。

（1）二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議における核軍縮の検討については、黒澤満「二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第六〇巻第三号、平成二二年九月三〇日、六七三-七〇二頁参照。

（2）Statement by the United States (U. S.), General Debate, April 22, 2013. この準備委員会における演説や作業文書などはすべて以下のサイトで閲覧が可能である。http://www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2013/

（3）Statement by the Russian Federation, Cluster 1, 24 April 2013.

（4）Statement by the United Kingdom, Cluster 1, 24 April 2013.

（5）Statement by France, General Debate, 22 April 2013.

（6）Statement by China, General Debate, April 22, 2013.

（7）Statement by the New Agenda Coalition (NAC), General Debate, 22 April 2013.

（8）Statement by the Group of Member States of the Non-Aligned Movement (NAM), General Debate, 22 April 2013.

（9）Chairman's factual summary, NPT/CONF. 2015/PC. II/WP. 49, 3 May 2013.

（10）Statement by NAM (note 8).

（11）Statement by NAC, Cluster 1, 24 April 2013.

（12）日本および豪州が中心となり、カナダ、ドイツ、オランダ、トルコ、ポーランド、アラブ首長国連邦、メキシコ、チリをメンバーとして、二〇一〇年九月に設立された。

（13）Working Paper by the Members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (NPDI), NPT/CONF.2015/PC. II/WP.4, 6 March 2013.

（14）Statement by Norway, General Debate, April 23, 2013.

（15）Joint Statement of Fourth P5 Conference, NPT/CONF.2015/PC.II/7, 23 April 2013.

（16）Statement by the U. S. (note 2).

(17) Joint Statement on the humanitarian impact of nuclear weapons by South Africa, General Debate, 24 April 2013.
(18) Statement by NAM (note 8).
(19) Statement by NAC (note 7).
(20) Statement by the U. S., Cluster 1, 25 April 2013.
(21) Statement by Russia (note 3).
(22) Statement by France (note 5).
(23) Joint Statement by P5 (note 15).
(24) Working Paper by the U. S., NPT/CONF.2015/PC.II/WP.44, 24 April 2013.
(25) Statement by Russia (note 3).
(26) Working Paper by China, NPT/CONF.2015/PC.II/WP.29, 17 April 2013.
(27) Statement by NPDI, General Debate, 22 April 2013.
(28) Working Paper by NAC, NPT/CONF.2015/PC.II/WP.27, 15 April 2013.
(29) Working Paper by NAM, NPT/CONF.2015/PC.II/WP.14, 21 March 2013.
(30) Working Paper by the U.S. (note 24).
(31) Statement by Russia (note 3).
(32) Working Paper by NPDI, NPT/CONF.2015/PC.II/WP.3, 6 March 2013.
(33) Statement by the U. S. (note 2).
(34) Working Paper by China (note 26).
(35) Working Paper by NPDI (note 13).
(36) Working Paper by NAC (note 28).
(37) Working Paper by NAM, NPT/CONF.2015/PC.II/WP.15, 21 March 2013.
(38) Working Paper by China (note 26).
(39) Working Paper by NAC (note 28).

(40) Working Paper by NAM (note 29).

(41) Statement by Nigeria on behalf of the Dealerting Group (Chile, Malaysia, New-Zealand, Nigeria, Switzerland), Cluster 1, 24 April 2013.

(42) Working Paper by the U.S. (note 24).

(43) Statement by China (note 6).

(44) Working Paper by China (note 26).

(45) Working Paper by NPDI (note 13).

(46) Working Paper by NPDI, NPT/CONF.2015/PC.II/WP.24, 11 April 2013.

(47) Working Paper by NAM (note 37).

(48) Working Paper by the U.S., NPT/CONF.2015/PC.II/WP.45, 24 April 2013.

(49) Statement by Russia, General Debate, 22 April 2013.

(50) Statement by China (note 6).

(51) Joint Statement by P5 (note 15).

(52) Working Paper by NPDI (note 46).

(53) Statement by NAM (note 8).